

「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の検討状況に関する説明会

(平成30年11月29日～12月18日)

ブロック	場所	開催日時	定員	会場
北海道	札幌	12月18日(火) 13:00～15:00	100人	札幌第1合同庁舎内2階 講堂 (北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎)
東北	仙台	12月10日(月) 13:00～15:00	100人	花京院スクエア15F 会議室 (宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20)
関東 信越	東京	11月29日(木) 13:00～15:00	800人	CIRQ(シルク)新宿 (東京都新宿区新宿3-33-1 IDC OTSUKA新宿ショールーム8階)
東海 北陸	名古屋	12月4日(火) 13:00～15:00	130人	ウインクあいち10F 1001会議室 (愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38)
近畿	大阪	12月13日(木) 13:00～15:00	300人	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪) 10階会議室(1004～1007) (大阪府大阪市北区中之島5-3-51)
中国 四国	広島	12月11日(火) 13:00～15:00	100人	T K PガーデンシティPREMIUM広島駅前 ホール3A (広島県広島市南区大須賀町13-9 ベルヴェオフィス広島 3階 ホール3A)
九州	福岡	12月12日(水) 13:00～15:00	250人	T K Pガーデンシティ博多新幹線口 5階 プレミアムホール (福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-14)

※ 東京会場及び九州会場においては、参加者が定員を大きく上回ったため、定員を大幅に増やすとともに会場を変更した。

全国説明会での質疑応答・要望事項（営業許可）

	質 問	回 答
1	荷主から寄託・委託等を受けて運搬する業者のうち、冷凍・冷蔵の温度管理を必要とする運搬業者は届出の対象外となるのか。	荷主から寄託・委託等を受けて運搬する営業については、契約をもとに管理されていること、本来、食品衛生管理については荷主の責任という考えから、届出不要として検討中。 運搬業者の衛生管理については、荷主に管理していただきたいと考えている。
2	届出対象外の場合、HACCPに沿った衛生管理は求められないのか。	HACCPに沿った衛生管理を求めるのは、許可業種及び届出業種である。
3	農家や漁業者が簡易な加工を行う場合は、届出の対象か。	食品衛生法では、農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まれず、届出の対象とはならない。食品の営業規制に関する検討会において、現在議論を行っているところ。
4	製造、保管、運搬及び販売の全てを外注している場合、HACCPに沿った衛生管理の対象となるか。	基本的には、直接、食品や添加物を取扱う事業者が対象となる。
5	施行期日の間近に営業届出を出した場合、保健所の確認が間に合わず、期日を過ぎてしまう場合があるのでは。	届出については、届出事項が揃っているという形式的要件で手続は終了する。したがって、届出義務がある方の一方的行為により、手続自体は終了する。 また、法律の附則で、事前届出ができることとし、施行日から6カ月の経過措置を設けている。手続の方法については、システムの開発が進んだ段階で情報提供する。
6	営業許可業種の見直しについて、今後のスケジュールは。	「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の検討状況に関する説明会」でいただいた御意見を踏まえて、年明けに営業規制に関する検討会を数回実施し、議論することとしている。
7	運搬業は届出対象業種となるか。	届出不要な業種として、検討している。
8	子供食堂の取扱はどうなるのか。	直接的に子供食堂ではないが、行商（移動販売）、露店・臨時・仮設営業については、検討の要否も含め、俎上に上げている。
9	冷凍冷蔵業について、今後どのようなになるのか。	冷凍食品製造業と倉庫業に整理する等の検討をしている。
10	各営業所ごとに営業許可をとらなければならないという仕組みに変更はないのか。本社が一括して営業許可をとることができるようにならないか。	各営業所ごとに営業許可をとるという仕組みに変更はない。
11	現行の許可はいつまで有効か。	法律の附則で、改正食品衛生法施行後も営業許可の有効期間が残っていれば、その期間は有効という経過措置を設けている。
12	同一施設において、許可と届出を行わないといけない場合に許可と届出を1つにまとめることはできるのか。	手続き面で負担をかけない形にできるよう検討していく。

要 望

1	従来と運用が大きく変化するところは、施設基準の考え方だけではなく、詳細な内容を提示いただき、運用しやすい仕組みとして欲しい。	2
---	--	---